

ちとせ版ネウボラ事業実施要綱

平成 28 年 7 月 20 日

市長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、母子保健、育児等に関する様々な悩みについて、保健師等が専門的な見地から支援を行う「ちとせ版ネウボラ事業」(以下「事業」という。)に関し必要な事項を定め、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築することを目的とする。

(理念)

第 2 条 「全ての妊婦、母子、子育て家庭に対して、直接のアドバイスや援助の機会を確保し、生まれ来る子どもたち一人ひとりの幸福を実現します」を理念とし、次に掲げる事項に配慮し事業を実施する。

(1) 相談しやすい雰囲気を作り、利用者の目線に立って、傾聴、対話、見守りなどの切れ目のない支援を行うこと。

(2) 利用者の心配なことや気がかりなこと、不安や悩みに寄り添いながら、本人との信頼関係を構築すること。

(3) 子育ての楽しさを感じられるように、様々なサービスをコーディネートし、関係機関等と連携し、子育て支援に努めること。

(4) 利用者が抱えるリスクや課題を早期に発見し、産後うつや育児ノイローゼ、児童虐待などの予防に努め、「生命を守る」という観点から必要な支援を行うこと。

(5) 個人や家族のプライバシーを守り、コミュニケーションを重視して、利用者が安心して相談できる環境を提供すること。

(実施主体)

第 3 条 事業の実施主体は、千歳市とする。

(事業名称及び実施場所)

第 4 条 事業名称及び実施場所は、次のとおりとする。

事業名称	ちとせ版ネウボラ事業(千歳市子育て世代包括支援センター事業)
実施場所	千歳市総合保健センター内(千歳市東雲町2丁目34番地)

(対象者)

第 5 条 事業の対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 市内に住所を有する妊産婦並びに子ども及びその保護者(以下「妊産婦等」という。)

(2) その他福祉の向上のため支援が適当と認められる者

(事業の内容)

第 6 条 事業の内容は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 妊娠期から子育て期にわたる母子保健、育児等に関する相談や支援プラン作成

に対応する業務

- (2) 全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、支援台帳を作成する業務
 - (3) 支援が必要な者をサービスに繋ぐ等、積極的に妊産婦等に関与する業務
 - (4) 手厚い支援が必要となる者に対し、関係機関と協力して養育支援プランを策定するとともに、養育支援プランを随時見直し継続的に支援する業務
 - (5) 関係機関との協議の場を設け、支援のネットワークを構築する業務
 - (6) 妊産婦等への支援を整備し、支援の体制づくりを行う業務
 - (7) その他事業の目的を達成するために必要と認める業務
- (母子保健コーディネーター)

第 7 条 母子保健事業に関する専門知識を有する保健師、助産師及び看護師等の母子保健コーディネーターを配置し、保健、医療、福祉及び教育等に係る関係機関等との連携を密にし、事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

(ちとせ版ネウボラ会議の設置)

第 8 条 市長は、妊産婦等が安心して妊娠、出産及び子育てができる環境を整え、関係機関との連携により総合的な支援を実施するため、ちとせ版ネウボラ会議を設置する。

(事業の委託)

第 9 条 市長は、第 6 条に規定する事業の全部又は一部を委託することができる。

(秘密保持)

第 10 条 事業に従事する者は、妊産婦等への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならない。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。